

令和 2 年 6 月 26 日

公益財団法人 黒住医学研究振興財団

## 平成 31 年度事業報告 附属明細書

平成 31 年事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告書の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。